

## 成年後見制度利用促進専門家会議運営規則

平成 30 年 7 月 2 日

成年後見制度利用促進専門家会議決定

成年後見制度利用促進専門家会議の設置について（平成 30 年 6 月 21 日関係省庁申合せ）「6. 雑則」の規定に基づき、この規則を定める。

## （総則）

第一条 成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）の議事の手続その他専門家会議の運営に関し必要な事項は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）及び成年後見制度利用促進専門家会議の設置について（平成 30 年 6 月 21 日関係省庁申合せ）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

## （委員長の職務の代理）

第二条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## （議事）

第三条 専門家会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## （会議への出席）

第四条 委員長は、専門家会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

- 2 委員長は委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理者の出席を認めることができる。
- 3 会議を欠席する委員は、委員長を通じて、当該専門家会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 4 委員長は、会議の議長として専門家会議の議事を整理する。

## （意見の開陳等）

第五条 専門家会議は、適当と認める者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

(会議の公開等)

第六条 専門家会議の会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事内容等の公表)

第七条 委員長は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

- 2 委員長は、当該会議の議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表する。
- 3 委員長は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。
- 4 委員長は、前三項の規定に関わらず、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、専門家会議の決定を経て議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(ワーキング・グループ等)

第八条 委員長は、専門的かつ詳細な調査検討が必要と認めるときは、専門家会議に諮って、ワーキング・グループその他の下部機関（以下「ワーキング・グループ等」という。）を設置することができる。

- 2 ワーキング・グループ等は、専門家会議から付託された事項について調査検討を行い、その結果を専門家会議に報告するものとする。
- 3 ワーキング・グループ等に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 ワーキング・グループ等の事務を掌理する者（以下「主査」という。）は、ワーキング・グループ等に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 ワーキング・グループ等の議事の手続その他ワーキング・グループ等の運営に関し必要な事項は、ワーキング・グループ等が定めることとする。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が専門家会議に諮って定める。